

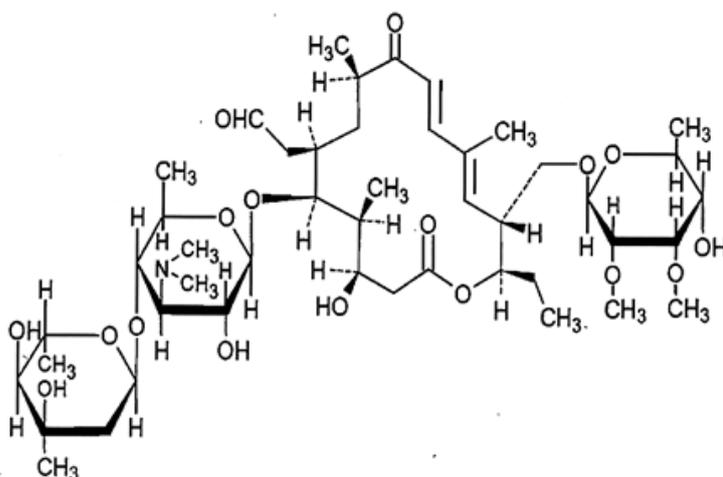
承認事項の変更に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要

1 酒石酸タイロシンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤（タイラン水溶散）

(1) 主成分

酒石酸タイロシン

タイロシン類
Tylosin Antibiotic Drugs



タイロシンA

タイロシン類（タイロシンA）の構造式

(2) 対象動物

牛、豚、鶏及び蜜蜂

(3) 用法・用量

牛（生後3月を超えるものを除く。）：1日1頭当たりタイロシンとして下記の量を水、代用乳または全乳に溶かして7日間経口投与。

豚（生後1月を超えるものを除く。）：飲水1L当たりタイロシンとして250mg（力価）以下の量を均一に溶かして経口投与。

鶏（産卵鶏を除く）：飲水1L当たりタイロシンとして500mg（力価）以下の量を均一に溶かして1～5日間、経口投与。

蜜蜂：育児箱1箱（成虫として概ね4万匹程度）当たりタイロシンとして200mg（力価）を粉砂糖20gに均一に加え、週1回、3週間投与。本剤添加粉砂糖を育児箱の上部から散布。

※下線部は今回の承認事項の変更により追加する事項

(4) 効能・効果

牛：マイコプラズマ性肺炎（有効菌種：マイコプラズマ，ウレアプラズマ）

豚：豚マイコプラズマ性肺炎（有効菌種：マイコプラズマ，ウレアプラズマ）

鶏：呼吸器性マイコプラズマ病（有効菌種：マイコプラズマ，ウレアプラズマ）

蜜蜂：アメリカ腐蛆病の予防（有効菌種：アメリカ腐蛆病菌（*Paenibacillus larvae*））

※下線部は今回の承認事項の変更により追加する事項

2 評価要請根拠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第9項の規定による上記動物用医薬品の承認事項の一部変更の際し、農林水産大臣が、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認める食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第3項）